

ID: 188

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	予防規程の認可、変更認可		
法令名 根拠条項	消防法 第14条の2第1項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】	<p>法第14条の2第1項及び第2項の規定による。</p> <p>第14条の2 政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の火災を予防するため、総務省令で定める事項について予防規程を定め、市町村長等の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。</p> <p>2 市町村長等は、予防規程が、第10条第3項の技術上の基準に適合していないときその他火災の予防のために適当でないと認めるときは、前項の認可をしてはならない。</p> <p>消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項について(平成6年9月28日消防総第705号、消防予第246号、消防危第79号、消防災第211号、消防震第69号、消防特第179号)参照</p>		
標準処理期間	14日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日